

第二次大戦に関する歴史的修正主義の現況（４） アーヴィングvs.リップシュタット裁判より

加藤 一郎*

La Nuna Situacio de la Historika Revisionismo pri la dua Mondmilito (4)

El la proceso de D.Irving kontraŭ D.Lipstadt

KATO Iĉiro

Resumo : Unu el la ortodoksaj historiistoj pri la Holokaŭsto, D. Lipstadt en sia verko *“Denying Holocaust”* severe kritikis la anglan historiiston, D. Irving, kiel “la defendanton de Adolf Hitler” kaj “la neanton de la Holokaŭsto”. Kontraŭ tio, D. Irving akuzis ŝin kaj la eldonejon “Penguin books LTD” pro la malhonorado. Tamen, tiu proceso ne restis la personara malhonorata proceso, sed iĝis la tribunalo de la Holokaŭsto, ĉar la diputitaj temoj en la proceso havis rilatojn kun ĉefe la Holokaŭsto, precipe, la koncentrejo de Auschwitz kaj “gasaj ĉambroj”. Unu el la gravaj disputitaj temoj estis “la arkitekture kriminalaj postsignoj”, kiuj pruvas, ke la koncentrejo de Auschwitz estis la eksterma centro uzinta “hommortigajn gasajn ĉambrojn”. Bazante sin sur diversaj studoj de “la Holokaŭstaj Revizionistoj”, D. Irving konkrete kritikis “la kriminalaj postsignoj” prezentitajn de R. J. van Pelt.

<はじめに：アーヴィングvs.リップシュタット裁判>

今年（2000年）1月11日から4月11日の3ヶ月間にわたって、ある名誉毀損裁判がロンドンで開かれた。

ことのおこりは、ホロコースト史家のリップシュタット（D. E. Lipstadt, アメリカのアトランタ州エモリー大学教授, ユダヤ現代史, ホロコースト専攻）が、ホロコースト修正派を批判する著作 *Denying The Holocaust* (邦題: 『ホロコーストの真実』) のなかで、イギリス人歴史家アーヴィング（D. Irving）をヒトラーの擁護者、「ホロコースト否定派」として非難・糾弾したことであった（ただし、リップシュタットのアーヴィング批判の多くは、他人の発言・記事をそのまま引用したものである）。

- ・「アーヴィングは、歴史的な定説ではない結論、とりわけヒトラーを免罪するような結論に到達するために文書資料を歪曲し、データを歪めて提示していると非難されてきた」
- ・「アーヴィングは、ナチス総統の熱烈な崇拜者として、自分のデスクにヒトラーの肖像画

*かとう いちろう 文教大学教育学部

を置き、ヒトラーの山荘への訪問を靈的な経験であったと称し、ヒトラーは繰り返しユダヤ人に救いの手を差し延べたと述べた」

- ・「マスメディアの大半も、アーヴィングがネオファシストであり、ホロコースト否定派と関係を持っていることをほとんど指摘しない」
- ・「アーヴィングはホロコースト否定派のスポークスマンとして、もっとも危険な人物の一人である。彼は、歴史的な証拠に親しんではいるが、その証拠を自分の思想的な傾向と政治的主張にあわせるために歪曲する」

これに対して、アーヴィングは、リップシュタットと彼女の本の出版元Penguin books LTDを名誉毀損で告訴した。彼自身の冒頭陳述を直接引用すれば、告訴の骨子は以下のとおりである。

- ・「私は、本書の題名である『ホロコースト否定派』ではないどころか、ホロコーストの主要な局面に繰り返し関心を向けてきたし、それを記述してきており、歴史資料を学会にも一般大衆にも提供してきた」
- ・「被告人の活動によって、とりわけ第二の被告人（リップシュタット）の活動によって、そして彼女に資金を与え、指導した人々の活動によって、私は1996年以来、恐怖心を抱いた出版社が次々と私のもとを離れ、私の本の再版や新しい出版契約を結ぶことを拒否し、私がアプローチすると背を向けていくのを見てきた」
- ・「被告人は彼ら単独で、私のキャリアを破壊し、歴史家としての私の正統性を打ち砕こうと決意したわけではなかった。彼らはまさにこのような目的を達成しようとする国際的な組織的計画集団の一部であった」。

もちろん、この裁判は、名誉毀損裁判にすぎず、裁判長グレイ（C. Gray）が「ドイツのナチス体制のもとで何が起こったのか、何が起こらなかったのかについて事実認定をすることが判事としての自分の職務の一部とはみなしていない」と判決文でも述べているように、歴史上の事件の是非あるいは存否について司法的な審判・判決を下すものではなかった。しかし、アーヴィングが「リップシュタット教授は、私が資料を操作・歪曲していると非難しているが、その主張を正当化するためには、もしできればという話であるが、私が生じた事件について歪めて提示していることを立証するだけでは十分ではない。私が生じた事件について何を知っていたのかを立証し、どのような目的からであるにせよ、自分が生じた事件について知っていたこととは異なる観点から、歪曲して意図的にこれを描写したことを立証しなくてはならない」と述べているように、アーヴィングに対する名誉毀損の是非あるいは存否が、歴史上の事件の是非あるいは存否と密接に関連をもっていた。その上、ここで問題となる歴史上の事件とは、第二次大戦中のユダヤ人の悲劇（ホロコースト）に関係したものであったがゆえに、この裁判は、たんなる名誉毀損裁判というよりも、マスメディアの表現を借用すれば「ホロコースト裁判Holocaust on trial」という性格を持たざるをえなくなった⁶。

同時に、ナチス・ドイツおよび第二次大戦史を専門とするアーヴィングが、その精力的な執筆活動のなかで批判の対象としていたのが、「1945年から1946年のニュルンベルク裁判において戦勝四カ国によって定義された」第二次大戦像あるいは歴史解釈（ニュルンベルク裁判史観）であった。この結果、彼に対する名誉毀損の是非あるいは存否は、広い意味では、「ニュルンベルク裁判再審」=「歴史の見直し」問題と密接に関連するようになった。

裁判にあたって、原告のアーヴィングは本人自身が弁護士の役割を勤めたのに対し、被告側は、大規模な弁護団を組織すると同時に、ナチス・ドイツやホロコーストに関する専門的な研究者を

証人として招請した。そして、招請された研究者は膨大な量の専門報告を法廷に提出した。ナチス体制を専門とするロンドン大学教授ロングリヒ(P. Longerich)報告:「ナチス体制によるユダヤ人迫害におけるヒトラーの役割」,「ナチス党のユダヤ人の絶滅政策の組織的性格」。ホロコーストを専門とするパシフィック・ルーテルン大学教授ブローニング(C. Browning)報告:「最終解決の遂行についての証拠」,アウシュヴィッツ収容所とガス室・焼却棟問題を扱ったウォータールー大学教授ペルト(R. J. van Pelt)報告,ナチス時代とホロコーストを扱うにあたってのアーヴィングの資質を検証したケンブリッジ大学教授エヴァンス(R. Evans)報告である⁸。

裁判審理は約3ヶ月間(33回)続き、4月11日に判決が下された。判事グレイの判決文の骨子は以下のとおりである。

- ・「アーヴィングは、自分自身のイデオロギー的な理由のために、歴史的証拠を不断にかつ意図的に歪めて提示し、歪曲した」
- ・「同様の理由で、彼は、とりわけ、ユダヤ人の処遇についてのヒトラーの態度および責任に関して、ヒトラーを正当な理由のないほど好意的に描いてきた」
- ・「彼は、積極的なホロコースト否定派、反ユダヤ主義者、人種差別主義者であり、ネオ・ナチズムを普及している極右過激派と交流している」
- ・「客観的で公平な歴史家であれば、アウシュヴィッツにガス室があったこと、ガス室は数十万のユダヤ人を殺すために相当の規模で稼働していたことに疑念を抱く重大な根拠を持つことはないであろう」
- ・「彼は、アウシュヴィッツのガス室の存在を否定しただけではなく、そこでガス処刑されたユダヤ人は存在しないと主張し、再三そのように主張し、ときには非常に攻撃的な用語を使って主張してきた」⁹

アーヴィングの全面的な敗訴といえよう。勝訴したリップシュタットは、Gardian紙の記事によると、「この裁判は、私個人の勝利というだけではなく、憎悪と偏見に反対するすべての人々の勝利でしょう。この裁判は、真実と記憶のための闘争であり、人種差別主義と反ユダヤ主義の種をまいている人々に対する戦いでした」¹⁰というコメントを発表している。一方、敗訴したアーヴィングは、莫大な額の裁判費用の支払いを命ぜられ、破産寸前の状態にあるという。

だが、一見すると、アーヴィングの全面的な敗訴にも見える判決文には、不可思議な個所もある。アーヴィングをいわば「歴史の偽造者」と断罪している半面で、軍事史家としてのアーヴィングの資質を高く評価しているのである(以下、引用文中の強調点は筆者による)。

- ・「軍事史家として、アーヴィングは称賛すべきものを多く持っている。アーヴィングは、**軍事史に関する自分の著作のために、徹底的かつ勤勉に文書資料研究を行ってきた**。彼は、彼の努力がなければ、何年間も気づかれずにいたであろう多くの資料を発見し、歴史家その他の人々に公表してきた。……第二次世界大戦に関する彼の知識が並外れたものであることは明らかである。彼は歴史資料に驚くべきほど精通している。**彼は疑いもなく有能で、知的である**。彼は、今までに見たことのない資料の意義をいつも速やかに見抜く。さらに、彼は、自分の軍事史を、明瞭かつ生き生きとした文体で叙述している。」¹¹

さらに、奇妙なのは、判決文が、アウシュヴィッツが殺人ガス室を備えたユダヤ人大量殺戮のセンターであるというホロコースト正史の枠組みを全面的に受け入れている一方で、個々の論点では、ホロコースト修正派の主張を取り入れてしまっていることである。例えば、アウシュヴィッツ収容所の犠牲者の数について、判決文はこう述べている。

- ・「正確な数字に到達することは、多くの収容者が疫病、とくに、収容所をときどき襲ったチフスのために死亡したという疑いのない事実によって困難となっている。被告側は、これらの死亡がナチスによる意図的な虐殺政策の結果であると主張しているが、ガス室での死者数を正確に見積もるためには、もちろん、疫病で死亡した人々の数を除外しなくてはならない。焼却棟の処理能力にもとづいたもともとの数字は、400万以上であった。収容所長ヘスは、300万から110万までの様々な数字を出している。……ラウル・ヒルバークやアウシュヴィッツ博物館のビペル博士による最近の研究は、アウシュヴィッツの死者の本当の数字は約110万であり、その大半はガス室で殺されたと結論している。ペルトとロンゲリヒの証拠によると、この数字は、この分野に関する誠実で専門的な歴史家の大半によって支持されてきた。唯一の重大な例外は、フランス人化学者でアマチュア歴史家プレサックである。彼の研究は、死者総数は63万から71万であり、そのうち、47万から55万が収容所に到着したときにガス処刑されたと結論している。」¹²

この判決文は、収容者の多くがチフスその他の疫病によって死亡したこと、ホロコースト派の研究者の手によっても、アウシュヴィッツの死者数が「修正」されてきたことを認めている。このことは、判決がアーヴィングを「ホロコースト否定派」と断定するときの唯一の基準が、ホロコーストの評価でもなく、死者数の見積もりでもなく、大量ガス処刑がアウシュヴィッツで行われたことを認めるかどうか（殺人ガス室の存否）となっていることを意味している。なぜなら、アーヴィングの冒頭陳述は、第二次大戦中にユダヤ人の「悲劇が実際に起こった」ことを認めており、疑問を提起しているのは、「その方法、規模、日付その他の細かい点」であると主張しているからである¹³。

また、ホロコースト修正派は、収容所という「殺人現場」、ガス室や焼却棟という「殺人装置」の「現場検証」や「物証」を重視し、科学＝化学的観点あるいは法医学的観点から、ホロコーストの実態にアプローチしようとしてきたが、判決文は、「物的証拠」が今日ではほとんど残っていないことをホロコースト派でさえも認めてしまっていることを明記している。

- ・「被告側は、アウシュヴィッツ現地に残っている物的証拠が、ガス室が虐殺目的で稼働していたという説を立証する証拠をほとんど提供していないことを認めている。」¹⁴

実は、アーヴィングvs.リップシュタット裁判での最大の論戦は、アーヴィングの歴史家としての資質・能力の評価ではなく、この「物的証拠」をめぐる証人ペルトに対する交差尋問のなかで展開された。建築学の専門的証人として登場したペルトは、アウシュヴィッツ収容所焼却棟のいわば「建築学上の『犯罪の痕跡』」を提示して、焼却棟が殺人ガス室を備えた大量殺人装置であったことを立証しようとし、これに対して、アーヴィングは、みずからがホロコーストの専門家ではないことを認めつつも、ホロコースト修正派の研究に依拠して、ペルトの証言と報告に反証しようとしたからである。

本小論は、ペルトに対するアーヴィングの交差尋問を中心として、この「建築学上の『犯罪の痕跡』」に関するホロコースト派とホロコースト修正派の論点を紹介・整理すると同時に、ややもすれば、非常に感情的、政治的になりがちな両者の論争の到達点を検証しようとするものである。

< 焦点としての焼却棟 >

この交差尋問のなかで関心が集中したのは焼却棟 とその地下室1であった。

アーヴィング(以下: I): 教授,あなたは, 焼却棟 を50万人が殺された場所として描いていますね.

ペルト(以下: P): はい.

I: ここは虐殺のセンターだったのですね.

P: はい.

I: とすれば, 私が, この交差尋問での検証の大半をこの建物, 焼却棟の腕木のような地下室 1 に集中し, 死の工場はそのようなものとしては存在しなかったことを立証しようとしても, それは必ずしも不適切ではないですね.

P: はい. 論争の対象となっている建物は, 焼却棟 であろうと思います.¹⁵

ホロコースト正史によると, アウシュヴィッツ・ビルケナウ収容所では, 中央収容所のブロック11の地下室, 中央収容所の焼却棟(焼却棟)の地下の死体安置室, ビルケナウ収容所から離れた2つのブunker(いわゆる「赤い小屋」と「白い小屋」), ビルケナウ収容所焼却棟 と焼却棟 の地下の死体安置室, ビルケナウ収容所焼却棟 と焼却棟 の地上の死体安置室の計8ヶ所で, 約百数十万の犠牲者がガス処刑されたことになっている. このうち, ブロック11の地下室はソ連軍捕虜と病気の囚人を実験的にガス処刑したもので, ガス室に転用されたとされる焼却棟 の地下の死体安置室は小規模であり, 1942年秋までしか稼働しておらず, 2つのブunkerは小規模な「臨時のガス室」として使用されたとされているので¹⁶, ガス室論争の焦点が, 焼却棟 , , , , とりわけ大量の死体処理能力を持つとされる焼却棟 とその対称型建物 = 焼却棟 に集中するのは当然のことであろう.

<地下にある「ガス室」という問題>

ホロコースト正史によると, 焼却棟 の地下の「ガス室」でガス処刑された犠牲者の死体は, エレベーターによって地上に運ばれ, 地上の焼却炉の中で焼却された. しかし, 大量の死体の運搬という作業を考えると, 「ガス室」と焼却炉は同じ階にあったほうが合理的である. アーヴィングは, 地下の「ガス室」と地上の焼却炉という配置の「非合理性」についてペルトに質問している.

I: この建物のなかには, いわゆるガス室と炉室とを結び付けている唯一のものはこのエレベーターだったのですか. これを使わなければ, 死体を運ぶのに, 建物の外側を迂回しなくてはならなかったのでしょうか.

P: 上に向かう階段はありましたが, 地下と炉室あるいは焼却棟の中央階と結ぶ内部通路はありません.

I: 不都合な配置といえないでしょうか.

P: **はい, 不都合でした.**

I: 完全に欠陥のある配置ではないでしょうか.

P: しかし, ドイツ人にとってはうまく稼働していたようです.

I: 完全に欠陥のあるシステムでもですか.

P: このシステムはうまく稼働しました. 自分の著作のなかで指摘しておいたように(プレサック氏も彼の著作で指摘していますが), **焼却棟 はもともと絶滅プラントとしては設計されていませんでした.**だから, ドイツ人は既設のもので作業したのです.¹⁷

地下の「ガス室」と地上の炉室という非合理的な配置をどのように評価するかは別としても,

注目すべきは、ペルトが焼却棟 はもともと殺人ガス室を備えた大量殺人装置として設計されたものではなかったことを認めていることである。しかし、この説（プレサックは焼却棟 および焼却棟 だけではなく、焼却棟 焼却棟 も「犯罪の設備」としては、当初は想定されていなかったとしている）は、ヘスの「自白」に依拠して、アウシュヴィッツ・ビルケナウが殺人ガス室を持った絶滅センターとして計画されたのは1941年夏であったとするホロコースト正史とは矛盾しており、いわば、正史＝絶滅説のなかでも「コペルニクスの革命」とでも呼べるような転回である¹⁸。

<入り口、階段、死体滑降路問題>

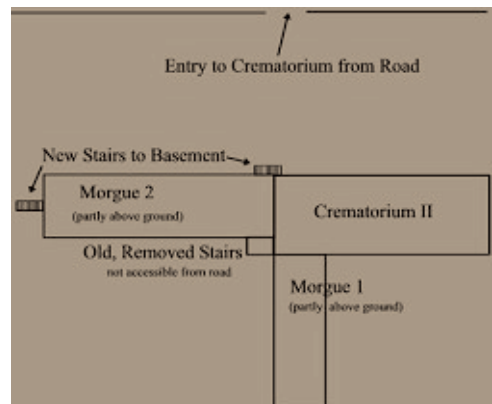
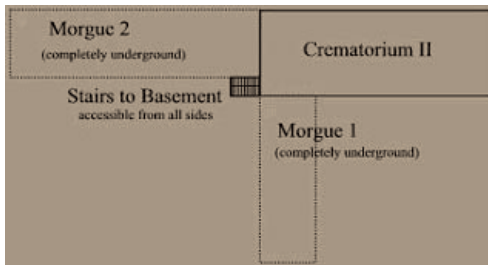
ペルトが、通常目的の焼却棟として設計された焼却棟 が、殺人ガス室を備えた大量殺人装置へと改築されていったとする「建築学上の『犯罪の痕跡』」としてあげているのは、焼却棟 の入り口、階段、死体滑降路の設計変更である。ペルトの説を全面的に受け入れた判事クレイの判決文はこう述べている。

「オリジナルな設計では、入り口は、建物の一つの側面にあった。入り口の中には、滑降路があり、死体は、その上を、死体安置室まで滑り降ろされていった。しかし、設計図によると、1942年末に、この設計は変更され、入り口は、焼却棟の建物の通りに面したほうに移動された。同時に、これまでの滑降路に代わって、死体安置室にいたる新しい階段が設計された。ペルトは、オリジナルな設計がはつきりと計画していたのは、死体だけが地下の死体安置室に運ばれるということであり、一方、新しい設計は、アウシュヴィッツに輸送されてきた人々を鉄道駅から新しい入り口に進ませ、そのあと、いわゆる脱衣室に、ついで、いわゆるガス室に歩いて降りさせようとする考え方と一致していると指摘している。階段も、設計しなおされ、死体を担架に載せて死体安置室に運び降りるには、きわめて具合の悪いものになった。ペルトは、階段を設計しなおしたことは、死体を運び降ろすのではなく、生きている人々が歩いて降りていくことを可能にしたと結論している。」¹⁹

これに対して、ホロコースト修正派のルドルフは、焼却棟 の設計変更図を掲げながら、次のように批判している。

「焼却棟 と の設計は、もともとはアウシュヴィッツ中央収容所に建設予定の建物のためであった。プレサックは、地下への入り口が変更された理由を示す図版を公表している。この図版の題は、“*Verlegung des Kellerzuganges an die Straßenseite*（道路側への入り口の再配置）”である。もともとは中央収容所のための計画が、1年後にビルケナウに移されたときに、いくつかの変更がなされなくてはならなかったため、設計変更が必要となったのである。第一に、ビルケナウの低い地下水レベルから派生する問題に対処するために、地下室を高くした。第二に、隣接道路が建物の他の側面にあった。土をかぶった地下室が地上約3フィート持ち上がったので、地下室への階段にアクセスするには死体安置室2を迂回しなくてはならず、それはもともと計画よりも約100ヤード遠くなった。それゆえ、建物の他の側面からと地下室2の終わりのところからの、地下へのもう一つの階段を作るという決定は、まったく自然であり、悪意などないものである。焼却棟 と の死体安置室は、疑いもなく、『自然死』した収容者の死体を保管するために使われていた。これらの死体は焼却を待っており、その数は、数万に上った。もしも、判事グレイが述べているように、死体安置室が『自然死』の収容者の死体を保管する

ためには使われなかったので、死体滑降路が除去されたとすれば、そして、このような滑降路を持たない階段を通ったのは、生きている人々だけであったとすれば、次のような疑問が生じるであろう。『自然死』した収容者の死体は、どのように死体安置室に入ったのであろうか。彼らも歩いていったのであろうか。そうではあるまい。彼らは運ばれたのである。数階段を下って運ばれなくてはならなかったのである。これは不可能な作業であろうか。そうではあるまい。では、SSはなぜ、新しい階段に滑降路をつけなかったのであろうか。おそらく、たんに、ビルケナウという新しい場所での変更のために、すべての計画の費用が膨らんでしまったため、SSはコストダウンをはかりたかったためではないだろうか。この説明の方が、はるかにシンプルで論理的ではないだろうか。』²⁰



設計変更問題について、ペルトの説明とルドルフの説明のどちらが論理的であるかは今後の研究を待つこととして、「物的証拠」（ここでは建築学上の『犯罪の痕跡』）がきわめて、些細な個所の解釈をめぐる争われていることがわかる。

< 針金網柱 (wire mesh columns) 問題 >

もともとは通常の焼却棟として設計された焼却棟の地下室（死体安置室）1が殺人ガス室に改築されたとすれば、目撃証言は別として、その地下室がガス室として使用された物的証拠が必要となる。ホロコースト正史によると、その第一が、青酸ガスを放出するチクロンBの丸薬を室内に投下・散布するための「針金網柱 (wire mesh columns)」である。ホロコースト派の研究者ピペル (F.Piper) はこの「針金網柱 (wire mesh columns)」についてこのように記している。

「チクロンBがガス室に散布されたのは、収容所の金属加工作業場で特別に製作された4つの投下柱を介してであった。それらは柱のような形をしていて、可動性の中心部を持った二つの針金網で作られていた。3mの柱の横断面は、正方形であり、各辺は70cmである。それらは床に固定されており、そこから天井の開口部に向かい、天井の外側では、二つの取っ手を持ったコンクリートの覆いで閉じられている小さな煙突のようなものとなっている。45mm×45mmの隙間をもつ外側の網（3mmの太さの針金で作られている）は、立法形の金属角柱（横断面は50mm×10mm）に固定されていた。内側の網の隙間—内部の同じように固定された網から

150mm離れたところにある一はもっと小さかった(25mm×25mm)。二つの網は、天井の開口部から投入される可動性の中心部のためのついたての役割を果たしていた。中心部は横断面が150mm×150mmのブリキの三角柱からできていた。中心部は平面であり、頂点は円錐形であった。1mm²の隙間を持った針金網は中心部の土台から円錐形の土台にまで広がり、25mm離れた柱に固定されていた。中心部全体がブリキであった。チクロンBの丸薬が円錐形の上に落ちると、中心部全体に一律に広がり、より低い部分でとどまった。ガスが放出されたのち、中心部全体がガス室から取り除かれ、使用済みの珪藻土の丸薬が流し出された。²¹

しかし、問題は、ペルト報告も「クラが製作し、オレールが描き、タウバーが証言した4つの針金製チクロンB投下柱」²²と述べているように、一見詳細ともみえるような「針金網柱」の記述が、すべて、タウバー(H.Tauber)やドラゴン(Shlomo Dragon)の証言、オレール(D.Olere)の絵、とりわけ、これが製造された金属加工作業場で働いていたとされるクラ(M.Kula)の証言に依拠していることである。

アーヴィングは、「針金網柱」の資料的な根拠を問い詰めている。

(法廷に提出された、ペルトの教え子作成の焼却棟 についての図版を前にして)

I:そこには多くの柱がありますが、あなたはそこに針金網柱を書き込んでいますね。

P:建物全体について、私の教え子の一人がすべてを書きました。

I:しかし、針金網柱が付け加えられているではありませんか。それは、どのような設計図や青写真にももつづいていませんね。

P:実際にこれらの柱を作り、タウバーの直前にポーランドで証言をした人物がいますが、その人物が描いた図版にももつづいています。

I:円形の柱だったのですか、四角の柱だったのですか。

P:四角の柱でした。

I:針金網柱の寸法を教えてください。

P:クラ氏の証言を参照しなくてはなりません。

……

I:(針金網柱)が何層構造にもなっている目的は何ですか。

P:証言によれば、チクロンBをより均等にガス室に拡散させるためです。²³

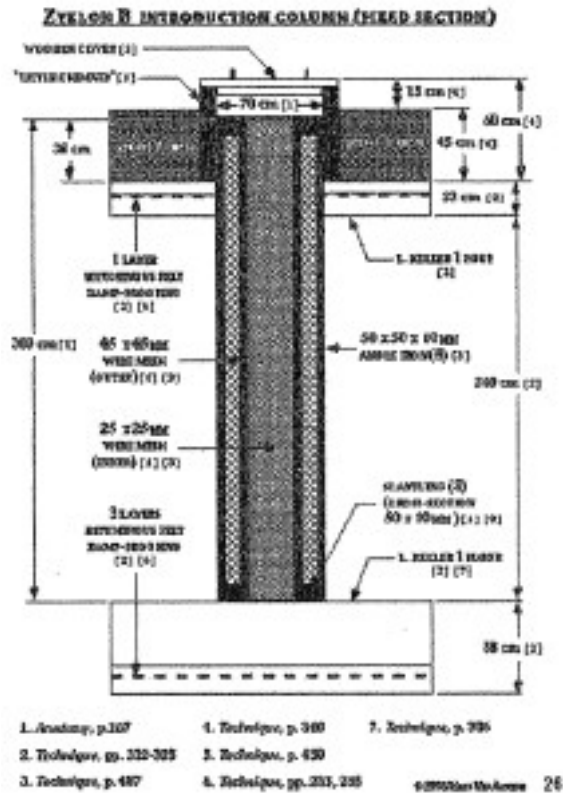
では、なぜ、針金網柱は、焼却棟の設計図や青写真には登場していないのであろうか。ペルト報告は次のように説明している。

「これらの針金網柱は、焼却棟の青写真には登場してきていない。この理由は簡単に説明できる。まず第一に、針金網柱は、建設過程で比較的遅い時期に、建物の装備品となったことである。もともとは、焼却棟は大量殺人現場としては設計されておらず、Leichenkeller 1と名づけられたスペースは、ガス室ではなく、死体安置室として設計されてきた。建物の青写真の『マスタープラン』セットは、この最初の時期に書かれたものであり、建物の目的がガス処刑も含むまでに拡張されてからも、基本文書となっていた。さらに、針金網柱はこの建物では構造的な機能を果たしていたわけではなかった。事実、それらは、屋根を支える7つの構造的な柱のうちの4つ(おそらく、柱1番、3番、5番、7番)に付けられた付属品のようなものであった。だから、針金網柱を死体安置室に設置するという決定がなされてからも、新しい青写真を書く必要はまったくなかった。付属品であったので、これらの柱をガス処刑が中止されたのちに、焼却棟の解体の前に破壊することは簡単であった。²⁴

針金網柱は「付属品」にすぎず、それにつながる穴を屋根に開けても、建物に構造的な問題が生じたわけではないのだから、針金網柱（および屋根の穴）を含んだ新しい設計図を書く必要はなかったというペルトの説明に対して、アーヴィングは次のように皮肉っている。

I：しかし、もしあなたが建築家だったとして……，あるSS隊員がやってきて、『これから，屋根の支柱のあるすぐ隣の場所に穴を開ける』と言ったとすれば，このSS隊員になんと言ったことでしょうか。²⁵

結局，チクロンBを投下したとされる針金網柱には，今日，復元図＝想像図だけしかない．以下の図が，ホロコースト派のサイトに掲載されている想像図である．



アーヴィングは，この図版（アルシュタイン，M.van Alstein作）をペルトに提示したうえで，こう尋問している。

I：これは，Holocaust history project サイトの画家が，目撃証言にもとづいて，針金投入器具がどのようなものであったのかを描いたものとされていますが，これは正しい解釈でしょうか。

P：いいえ，間違っていると思います。

I：どの程度，この図は実際のものとは異なっていると思いますか。

P：まず第一に、同心円状の3つの筒があったはずですが、ここには2つしかありません。第二に、これがまさに問題であるのですが、柱の全体がコンクリート板に食い込んでいるように描いていることです。……柱の目的は、室内に青酸ガスを均等に散布することであり、コンクリート板にはありません。……このような風にデザインする理由が理解できません。

I：この点は別として、この図は判事と法廷の理解を助けるという意味で役立つものかといえるでしょうか。

P：正直に言えば、私はこの図に頼ることはしません。基本的なあやまちがあります。2つの同心円状の柱しかありません。記憶しているかぎりでは、3つありました。その上、すべてがコンクリート板に食い込んでいます。クラが記述し、われわれが知っているものと、ここに描かれているものとのあいだには驚くべきほどの相違があります。この点では、アルシュタイン氏を信用することはできません。²⁷

チクロンBの丸薬がいわば犠牲者を殺害する「弾丸」であるとすれば、それが通過する「針金網柱」は「銃身」といえよう。しかし、今日でも、この「銃身」の実態はまったく解明されていないのである。

<地下室1の上の煙突状の突起物あるいは「穴」問題>

ホロコースト派およびペルトが、チクロンBを投入する針金網柱は実在したという根拠の第二は、地下室1の屋根には、針金網柱につながる穴が開けられて、屋根の上に外見上、小さな煙突のような突起物が存在したということである。

実は、アーヴィングvs.リップシュタット裁判の最大の論点は、地下室1の屋根の「穴」の存在をめぐる問題であった。なぜなら、「穴」が存在しなければ、チクロンBの投入口も針金網柱も存在しないこと、すなわち、地下室1が殺人ガス室に改築されなかったことになり、したがって、「穴」や「針金網柱」の存在についての多くの証言が虚偽であることになると同時に、ひいては、アウシュヴィッツが殺人ガス室を備えた絶滅収容所であったとするホロコースト正史の根幹が動揺することになるからである。アーヴィングは、問題の核心を次のように述べている。

I：今日、この屋根には穴が存在せず、かつてもこの屋根には穴がまったく存在しなかったことを立証できるとすれば、そのことは、目撃証人の証言を打ち崩し、したがって、殺人ガス室の物語を打ち崩すことでしょう。なぜならば、目撃証言以外には証拠はないのですから。²⁸

I：この屋根には穴が存在しません。かつてもまったく存在しませんでした。ですからペルト氏が依拠しているすべての目撃証人は、嘘つきであることが暴露されているのです。²⁹

アーヴィングは、この「穴」が本当に実在していたのかどうかをペルトに問い詰めている。

I：ペルト教授、……今日、その屋根には穴はまったくありません。その屋根に開いた4つの穴などなかったのではないのでしょうか。屋根からシアンのカプセルを投入することなどできないに違いありません。具体的な証拠があります。あなた自身がその屋根の上に立って、穴を探しましたが、発見できませんでした。われわれの専門家が屋根の上に立ちましたが、穴を発見できませんでした。穴はなかったのではないのでしょうか。これについてはど

うお考えですか。

P：なぜ、屋根の写真を取り上げないで、現在の状態の屋根を眺めなくてはならないのでしょうか。屋根は、めっちゃめっちゃに壊れています。まったくめっちゃめっちゃに壊れています。屋根の大半はこなごなに碎けています。³⁰

実は、ペルト報告も、「今日、針金網柱と煙突を結び付けていたこれらの4つの穴は、破壊された屋根板の残骸に見ることはできない」³¹と述べており、「穴」の存在を証明する現存の物的証拠は存在しないことを認めているのであるが、屋根の大半は壊されてはいても、「穴」の痕跡すら発見できないことについては、「知ってのとおり、1944年秋に、ガス処刑が中止されたのちに、ガス処刑に関係するすべての装置 - 針金網柱と煙突を含む - は取り除かれた。屋根板の4つの小さな穴だけが残ったことであろう。この点に関しては定かではないが、柱があった場所にガス室の天井のそこに何らかの型枠を取り付けて、なかにコンクリートを注いで、屋根板を復元したであろうということは論理的であろう」³²と説明している。しかし、針金網柱などが除去されたとか、「穴」がコンクリートで埋められたという話は、まったく資料的な根拠を持っておらず、ペルト自身も「この点に関しては定かではないが」と認めているように、まったくの推論である。ホロコースト修正派のルドルフも、屋根を破壊する代わりに、屋根の「穴」をコンクリートで埋めたという話は「あまりにも馬鹿馬鹿しすぎて、信じることはできない」と皮肉っていると同時に、コンクリートの天井にある70cm×70cmの穴をまったく痕跡もなく埋めることなど建築学的にも不可能であると批判している³³。

ホロコースト派およびペルトが、今日ではその痕跡すら存在しない「穴」が実在したとする根拠として挙げているのが、建設中の焼却棟を撮影した写真である。ペルトは報告の中で、「これらの柱はガス室のコンクリートの天井に開けられている小さな穴につながっている。その穴は、適切な表現がないが、4つの小さな『煙突』の形状をしている。これらは、建設中にSS隊員が撮影した焼却棟の写真、1944年にアメリカ軍が撮影した航空写真に見ることができる」³⁴と述べているし、また裁判でも、以下のように証言している。

P：屋根と煙突を持った建物の主要部が写っています。ついで、次の頁の写真（おそらく右下の拡大写真 - 筆者）のほうが明瞭なのですが、この建物から突き出たかたちで、低い箱型のような構造物が写っていますが、それがガス室、あるいは死体安置室1です。その上に



4つの箱型のものがあります。そのうち、3つは明瞭なのですが、4番目のものはおそらく、左側の窓の下にあるのでしょう。建物の左から3番目の二枚窓のことです。この低い箱型の構造物は死体安置室1なのですが、そこから、箱のような構造物、煙突のような構造物が写っています。³⁵

アーヴィングは、写真に写っているのが「煙突」とであると確定できるのかを追及している。

I：あなたはそれらを「煙突」としていますが、もちろん、そうではないこともあるのではないのでしょうか。それらは写真のなかの物体です。この物体が何であるのかわかっていません。教授、建築現場にいらしゃったことはありますか。

P：はい。

I：建設中の建築現場で平屋根を見たことがありますか。

P：はい。

I：防水のために何らかの物質で処理されている屋根を見たことがありますか。

P：はい。

I：その物質は何に入っていますか。40ガロンのドラム缶のようなものに入っているといってもよいでしょうか。

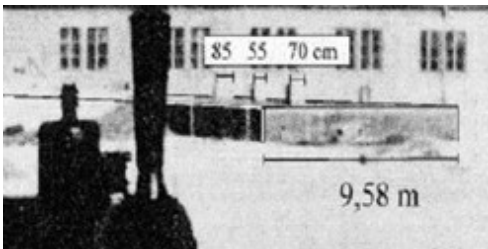
P：この件についてはコメントできません。40ガロンのドラム缶に入っているとおっしゃりたければ、そのことを認めます。

I：そのような物質はドラム缶に入っているのではないのでしょうか。屋根にそれを塗っているときには、これらのドラム缶は屋根に置かれています。この種のことはありうるのではないのでしょうか。

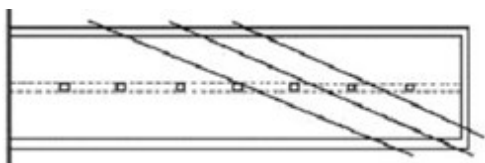
P：まったくありえることです。³⁶

この写真に写っている物体について、ホロコースト修正派のルドルフは、ペルトの主張を次のように反駁している。

「これらの物体が、ペルトの主張するように、チクロンBの投入口であるとすれば、同じ寸



3つの物体すべての幅は、55cmから88cmと異なっている。さらに、影も異なっている。これらの物体が異なった場所にあり、おそらく、異なった形、材質のものであったことを示している。



焼却棟の死体安置室1の横断面。物体の遠近法消尽線、すなわち、交差線上にある物体の推定位置。

法で、等距離、すなわち、死体安置室1の屋根の上に均等に配置されていなくてはならないはずである。しかし[上の図が]示しているように、これらの物体の寸法は異なっている。その影から見ると、おそらく、四角形であろうが、同じ方向に向いているわけではない。これらの物体が屋根のどこに配置されているのかを遠近法によって推定してみると[下の図]、互いに近い場所にあり、屋根の半分のところのほとんど同じ場所にあることがわかる。

実際には、これらの物体が存在したと推定される天井のどの場所にも、いかなる穴(ふたたび埋められた穴の痕跡)も発見することはできない。この焼却棟は1943年2月にはまだ建設中であったので、おそらくこれらの物体は屋根の上に置かれた建設資材のようなものであったのであろう。³⁷

ホロコースト派が、「穴」の實在の第二の根拠としているのは、1944年8月25日に連合軍が撮影したアウシュヴィッツ・ビルケナウの航空写真である。

I: (投入口が存在したことについて)、目撃証言以外に何か証拠をお持ちですか。

P: 提出したいと思っている第二の証拠は、.....1944年夏にアメリカ軍によって撮影された航空写真です。.....この写真には、脱衣室の上にある突起物が非常に明瞭に写っています。.....死体安置室1の上には、4つの点があります。.....これらの点は、死体安置室1に4つの投入器具、あるいはその屋根の上に4つの何かがあったことを明瞭に示しています。³⁸



アーヴィングは、ホロコースト修正派のボール(J. Ball)の研究³⁹などに依拠して、この写真に写っている4つの斑点の形状や写真の信憑性について、ペルトに問い詰めているが、ルドルフは、ペルトの解釈を具体的に次のように批判している。

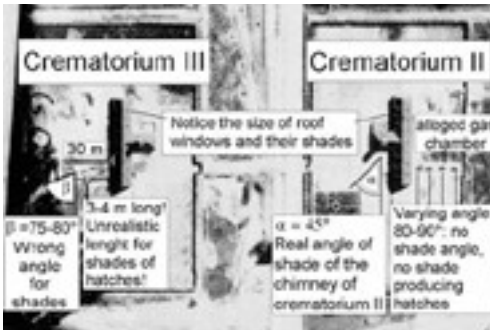
「・ペルト教授が「煙突」として言及している斑点の配置は、焼却棟の煙突の影の方向とは一致していない。

・1944年9月13日の写真では、太陽の位置が変化していても、焼却棟の斑点は同じ方向と形状のままである。

・同じ写真では、焼却棟の死体安置室1の斑点は失われている。

・斑点の長さは幅4.5フィートの物体の対応しており、屋根から10 - 13フィート突き出ている。言い換えれば、大きな物体であり、目撃証人による高さ約20インチのハッチではない。

- ・これらのぎざぎざした不規則な斑点は、直立した投入ハッチの影ではありえない。



死体安置室 1 の上の斑点が投入口ではありえないことを簡単に見て取ることができる。大きすぎるし、不規則すぎるし、不正確な配置である。

したがって、これらの物体が何であるにせよ、ペルト教授が推定しているものではない！」⁴⁰

写真に写っている斑点をどのように解釈するのは別として、焼却棟 および焼却棟 の死体安置室 1 が殺人ガス室に改造されたとする最大の論拠である屋根の「穴」が、当時の設計図や青写真にもなく、今日の焼却棟の残骸にもないとすると、「穴」の实在、したがって、殺人ガス室の实在、ひいてはアウシュヴィッツが殺人ガス室を備えた絶滅収容所であったというホロコースト正史は、このわずか 2 枚の写真にかかっていることになる。

<おわりに>

以上、アーヴィングvs.リップシュタット裁判での最大のテーマであった、アウシュヴィッツ収容所焼却棟 および の「建築学上の『犯罪の痕跡』」をめぐるホロコースト派とホロコースト修正派の論点⁴¹を整理してみると、ホロコースト派のペルトの提示している「建築学上の『犯罪の痕跡』」は、説得力のある「物的証拠」に乏しく、「目撃証言」か些細な事物の解釈に依拠していると結論できよう。

ペルトやプレサックの研究は、ホロコースト修正派の研究者による法医学的観点、科学的 = 化学的 = 技術的観点からのホロコースト正史に対する批判に誠実に反論しようとするものであった。しかし、誠実かつ丹念にアウシュヴィッツの焼却棟の技術的側面を研究すればするほど、アウシュヴィッツの焼却棟が通常の焼却棟として設計・建築されていたことしか発見できないために、いわばどうにでも解釈できるような事物を取り上げて、焼却棟が殺人ガス室を備えた大量殺人装置であったとする「犯罪の痕跡」を何とか探し出すという道に迷い込んでしまったように思われる。

とすれば、こと「物的証拠」、法医学的証拠、科学的 = 化学的証拠に関するかぎり、ホロコースト派は、正史の枠組みを維持するためには、「このような大量虐殺が技術的にどのように可能であったのかを自問する必要はない。それは起こったから技術的に可能であったのである」(1979年の34名のフランスの歴史家の声明)という非学問的な姿勢に立ち戻るか、それとも、政治的・物理的な手段でホロコースト修正派の研究を抑圧するという方法に訴えるしかないのであろうか。しかし、いずれの道を取るにせよ、それは学問的には自殺行為であろう。

注

- 1 D. Lipstadt, *Denying the Holocaust* NY., 1993. デボラ・リップシュタット, 滝川義人訳『ホロコーストの真実』上下, 恒友出版, 1995年.
- 2 *ibid.*, p.161, p.181, 同邦訳, (下), 79頁, 116頁.
- 3 この裁判の記録は, 判決文全文も含めてウェブ・サイトで公開されている. アーヴィングの冒頭陳述は<http://www2.prestel.co.uk/littleton/day001.htm>である. 13, 19頁.
- 4 判決文は, <http://www2.prestel.co.uk/littleton/day033.htm> 1.3.
- 5 <http://www2.prestel.co.uk/littleton/day001.htm>, 15頁.
- 6 例えば, この裁判の過程を詳しく報道したイギリスの *Gardian*紙2000年2月5日の「アーヴィング名誉毀損裁判: 特別報告」という記事は, 「法廷73-歴史が裁かれている場所」という大見出しであり, 「論争を呼んでいる歴史家デーヴィッド・アーヴィングはホロコーストについての定説に疑問を表明している. 真実と正義は, このような否定説からの攻撃に生き残ることができるか」との小見出しをつけている.
<http://www.guardianunlimited.co.uk/irving/article/0,2763,191825,00.html>
- 7 <http://www2.prestel.co.uk/littleton/day001.htm>, 26頁.
- 8 これらの報告はアーヴィングのサイトで参照できる.
<http://www.focal.org/lipstadt/longerich/report.pdf>
<http://www.fpp.co.uk/Legal/Penguin/experts/Browning/report/part1.html>
<http://www.focal.org/lipstadt/pelt/report.zip>
<http://www.focal.org/lipstadt/evans/report1.pdf> ただし, エヴァンス報告は一部だけが公開されている.
- 9 <http://www2.prestel.co.uk/littleton/day033.htm>
- 10 <http://www.guardianunlimited.co.uk/irving/article/0,2763,181048,00.html>
- 11 判決文<http://www2.prestel.co.uk/littleton/day033.htm> 13.7
- 12 判決文<http://www2.prestel.co.uk/littleton/day033.htm> 8.22
- 13 <http://www2.prestel.co.uk/littleton/day001.htm>
- 14 判決文, <http://www2.prestel.co.uk/littleton/day033.htm> 7.118
- 15 第9日目の裁判記録, <http://www2.prestel.co.uk/littleton/day009.htm> 52頁.
- 16 F.Piper, Gas Chamber and Crematoria, *Anatomy of the Auschwitz Death Camp* edited by Y.Gutman and M.Berenbaum, 1998, Indiana U.P., pp.157-164.
- 17 第9日目の裁判記録, <http://www2.prestel.co.uk/littleton/day009.htm> 94頁.
- 18 この問題については, 拙稿「第二次大戦に関する歴史的修正主義の現況(3) プレサック論文「アウシュヴィッツでの大量殺人装置」批判」, 文教大学教育学部紀要第39集(1999)を参照していただきたい.
- 19 判決文, <http://www2.prestel.co.uk/littleton/day033.htm> 7.61
- 20 G.Rudolf, Critique of the "Findings on Justification" by Judge Gray,
- 21 F.Piper, Gas Chamber and Crematoria, p.167.
- 22 ペルト報告, <http://www.focal.org/lipstadt/pelt/report.zip>, p.207.
- 23 第9日目の裁判記録, <http://www2.prestel.co.uk/littleton/day009.htm>, 173-174頁

- 24 ペルト報告, 294頁
- 25 第9日目の裁判記録, <http://www2.prestel.co.uk/littleton/day009.htm>, 185頁
- 26 J.McCarthy,Zyklon Introduction Columns,
<http://www.holocaust-history.org/auschwitz/intro-columns/> なお原文掲載図版はカラーであり, Gutman, Yisrael, and Michael Berenbaum, *Anatomy of the Auschwitz Death Camp*,1994; Pressac, Jean-Claude, *Auschwitz: Technique and Operation of the Gas Chamber*Beate Klarsfeld Foundation, New York, 1989. を典拠としたとある.
- 27 第11日目の裁判記録, <http://www2.prestel.co.uk/littleton/day011.htm> 125頁.
- 28 第10日目の裁判記録, <http://www2.prestel.co.uk/littleton/day010.htm> 68頁.
- 29 第10日目の裁判記録, <http://www2.prestel.co.uk/littleton/day010.htm> 186頁.
- 30 第9日目の裁判記録, <http://www2.prestel.co.uk/littleton/day009.htm>, 185頁
- 31 ペルト報告, <http://www.focal.org/lipstadt/pelt/report.zip> p.295.
- 32 *ibid.*
- 33 G.Rudolf, Critique of Claims Made by Robert Jan Van Pelt,
<http://www.vho.org/GB/Contributions/RudolfOnVanPelt.html>
- 34 ペルト報告, <http://www.focal.org/lipstadt/pelt/report.zip> 295頁
- 35 第10日目の裁判記録, <http://www2.prestel.co.uk/littleton/day010.htm> 6 - 7頁.
- 36 第10日目の裁判記録, <http://www2.prestel.co.uk/littleton/day010.htm> 7 - 8頁.
- 37 G.Rudolf, Critique of Claims Made by Robert Jan Van Pelt,
<http://www.vho.org/GB/Contributions/RudolfOnVanPelt.html> 実は, ペルトの主著 (D.Dworkとの共著) *Auschwitz,1270 to the present*,1996,NY.の329頁に掲載されている建設中の焼却棟の写真には, ペルトの主張するような「煙突」はまったく写っていない.
- 38 第10日目の裁判記録, <http://www2.prestel.co.uk/littleton/day010.htm> 23 - 27頁.
- 39 J.Ball,Air Photo Evidence, <http://www.air-photo.com/>
- 40 G.Rudolf, Critique of Claims Made by Robert Jan Van Pelt,
<http://www.vho.org/GB/Contributions/RudolfOnVanPelt.html>
- 41 アーヴィングvs.リップシュタット裁判では, 本小論が取り上げた論点以外に, ペルトが「建築学上の『犯罪の証拠』」として提示した「偽のシャワー・ヘッド」, 「のぞき穴のついたドア」, 「換気扇」などが論点となったが, これらの論点については機会をあらためて紹介したい.